



一般財団法人 千葉県社会保険協会

月刊 社保ちば



目次

●日本年金機構からのお知らせ●

- ・社会保険の適用拡大について ……2
- ・算定基礎届(7月)・賞与支払届の提出は
電子申請をご利用ください ……3

●協会けんぽ千葉支部からのお知らせ●

- ・知って得する! 上手な医療のかかり方 ……4
- ・相手方の行為による負傷で健康保険証を使用するときは
「第三者行為による傷病届」の提出が必要です! ……5
- ・「療養費(立替払等)」制度をご存じですか? ……5

●千葉県社会保険協会からのお知らせ●

- ・蓮沼ウォーターガーデン割引券のご案内 ……6
- ・施設利用会員証のご紹介 ……7
- ・会員情報変更届け提出のお願い ……8

割引券(補助券)ご利用に際してのお願い

天候等、様々な理由により各施設の営業情報が変わる場合がございます。当協会が配付しております割引券(補助券)をご利用の際には、各施設のホームページ等にて最新情報を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➔ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応してます

日本年金機構からのお知らせ

厚生労働省
からの
お知らせ被保険者数が51人以上の企業等の
事業主のみなさまへ

令和6年10月から

パート・アルバイトの社会保険の加入要件が更に拡大されます

対象となる企業

現在、厚生年金保険の被保険者数が101人以上の企業等で週20時間以上働く短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入対象となっています。
この短時間労働者の加入要件が更に拡大され、令和6年10月から厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。

現在

被保険者数
101人以上の企業等

令和6年10月～

被保険者数
51人以上の企業等

厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等とは？

適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が1年のうち6月間以上51人以上となることが見込まれる企業等のことです。
※法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の被保険者数となります。

加入対象（短時間労働者）の要件は？

被保険者数51人以上の企業等（特定適用事業所）に勤務する以下の条件に全て該当する方が短時間労働者として加入対象となります。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8.8万円以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

厚生年金保険の被保険者数が基準に満たない企業等であっても、被保険者の同意に基づき、短時間労働者の適用拡大の対象事業所になることができます。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

「社会保険の適用拡大」について 詳しくは以下の特設サイトをご覧ください。



適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>

日本年金機構からのお知らせ

算定基礎届 (7月)**賞与支払届**の提出は**電子申請**をご利用ください**電子申請のメリット****いつでもどこでも申請可能**
オンラインで24時間365日申請ができます**コスト削減**
郵送料・交通費の削減ができます**処理が早い**
例えば健康保険証は、紙で申請するより3~4日早く届きます**安全なネットワーク**
セキュリティに配慮し、安全な仕組みを構築しています主要な届出^{※1}の電子申請割合

※1 資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・
月額変更届・賞与支払届・被扶養者(異動)届・
国民年金第3号被保険者関係届

ご利用のソフトウェア別の電子申請方法

**市販の労務管理ソフトや
自社システムの場合**
(電子申請に対応しているもの)



GビズID^{※2}または電子証明書^{※3}
で電子申請

届書作成プログラムの場合

- 届書作成プログラムとは、届書を簡易に作成し、電子申請できるソフトウェアです。
- 日本年金機構のホームページから無料でダウンロードできます。
- **これからご利用になる方は裏面をご確認ください。**



GビズID^{※2}で電子申請

すでにGビズIDをお持ちの方は、届書作成プログラムのご利用により、算定基礎届・夏の賞与支払届をオンラインで簡単に申請することができます。この機会にぜひ電子申請をご利用ください。

※2 GビズIDとは、デジタル庁が運営している認証システムです。
1つのアカウント(ID・パスワード)で複数の行政手続きが可能となるサービスで、無料で利用することができます。
GビズIDには、2種類のアカウントがありますが、電子申請をご利用いただく場合、GビズIDプライムの取得が必要になります。
なお、GビズIDプライムの取得には2週間程度を要します。
GビズIDの詳細な内容、手続きはGビズIDのホームページをご覧ください。



GビズID

検索

<https://gbiz-id.go.jp>

※3 電子証明書とは、電子申請の際、申請者が送信するデータが原本であること、改変されていないことを証明するためのもので実印に相当するものです。取得方法等は、電子証明書を発行する認証局(官公庁または民間)のホームページをご確認ください。

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

事業主様へ ▶ ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。
協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

知って得する!

上手な医療のかかり方

かかりつけ薬局を持ちましょう!

日ごろから頼りにしている「かかりつけ医」のように、薬について気軽に相談できる身近な「かかりつけ薬局」を決めていますか?

医療機関で処方せんをもらったとき、どの薬局を利用するかは患者の自由ですが、複数の薬局を利用するのではなく、1つの「かかりつけ薬局」を利用することは大きなメリットがあります。

〈かかりつけ薬局を持つメリット〉

- 薬の副作用やアレルギーの有無などを継続的に記録できる
- 複数の医療機関で処方されている薬の飲み合わせをチェックしてもらえる
- 体質や薬歴などを把握し、残薬(飲み残しなどの残った薬)の調整をもらえる

+調剤薬局

処方箋

こんなかかりつけ薬局を選ぼう!

- 立地や開局時間などの利便性が良い
- 相性がよく、相談しやすい薬剤師がいる
- 服薬の回数や方法など、丁寧に説明してくれる



ジェネリック医薬品を使いましょう!

ジェネリック医薬品とはどんなお薬ですか?

効き目や安全性が
先発医薬品と同等と
厚生労働省から
認められたお薬です



また、先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため、**先発医薬品よりも3~5割程度安くなる場合があります。**

服用しやすいお薬へ
製造の工夫が図られて
いるものもあります



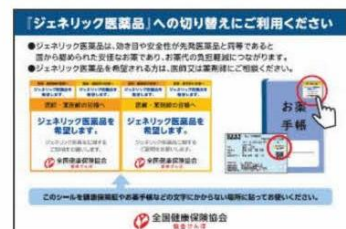
● 剤形の小型化 大きさを小さくし飲みやすく改良。

● 剤形の変更 飲みやすい形状に改良。

● 味の改良 にがみ等を抑えた味に改良。

病院や薬局でジェネリック医薬品の希望を伝えやすくする「ジェネリック医薬品希望シール」があります。ご希望の方は企画総務グループまでご連絡ください。

「ジェネリック医薬品希望シール」▶



現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

お問い合わせ先

企画総務グループ TEL 043-382-8315

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

相手方の行為による負傷で健康保険証を使用するときは「第三者行為による傷病届」の提出が必要です!

【第三者行為による傷病届とは?】

交通事故や暴力など、第三者の加害行為による負傷で、健康保険を使用して治療を受けた場合に提出が必要となる書類のことです。



【なぜ協会けんぽへ届出が必要なの?】

第三者の行為により負傷した場合の治療費は、本来加害者(第三者)が負担するべきものです。健康保険証を使用して治療を受ける場合には、加害者が支払うべき治療費を協会けんぽが一時的に立て替えることとなりますので、後日、加害者に対して請求をします。

そのため、「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

※業務上(工作中)や通勤途中での負傷は労災保険に該当するため、健康保険を使って治療することはできません。
健康保険証を使用する前に、管轄の労働基準監督署にご相談ください。

提出書類等
詳細はこちら▼



お問い合わせ先

レセプトグループ TEL 043-382-8314

「療養費(立替払等)」制度をご存じですか?

療養費(立替払等)とは、「保険医療機関においてやむを得ない事情で健康保険証を提示できず、医療費の全額(10割負担)を支払った」などの場合に、後日協会けんぽに申請することで、療養費(立替払等)として健康保険が負担するべき分に対して払い戻しを受けることができる制度です。

療養費(立替払等)が受けられる主なケース

- ・資格取得の手続き中で、健康保険証が届いていない状態で受診したとき
- ・前の保険者(国民健康保険、健康保険組合等)の保険証を誤って使用し、医療費を返納したとき など

支給対象外となるケース

- ・保険適用外の診療
- ・未加入期間などの無資格受診の診療
- ・労災や第三者の行為によるケガ、病気 など

「療養費支給申請書(立替払等)」の申請書はこちら▼



療養費について詳しくはこちら▼



●申請方法

「療養費支給申請書(立替払等)」と添付書類を協会けんぽへご郵送ください。

お問い合わせ先

業務グループ TEL 043-382-8311(代表)

千葉県社会保険協会からのお知らせ

入園割引券配付中！

九十九里「蓮沼ウォーターガーデン」

千葉県最大級のプール「蓮沼ウォーターガーデン」！ 迫力満点の**スライダー**や**流れるプール**、**波のプール**、**小さなお子様用プール**など**17種類も**！ 当協会では、今年度も「蓮沼ウォーターガーデン」の入園割引券を配付します。社員・従業員やご家族のリフレッシュにぜひご活用ください。

▶ **営業期間** 令和5年7月8日(土)～9月18日(月・祝)

※7/10(月)～14(金)、9月の平日は休園

▶ **営業時間** 午前9時～午後5時(最終入園は午後3時まで)



※悪天候時は休園となる場合もありますので、お出かけ前に施設に直接お問い合わせください。

蓮沼ウォーターガーデン ☎0475-86-3171 HP→<http://watergarden.hasunuma.co.jp>



～蓮沼ウォーターガーデン入園割引券～

▶ **利用対象者**
当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

▶ **申込方法**
下記申込書に記入のうえ返信用封筒(94円切手貼付)を同封し、当協会宛てに送って下さい。
〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13
(一財)千葉県社会保険協会 ※1事業所各15枚まで

	一般料金	協会契約料金	補助金	利用者負担
大人 (18歳以上)	1,900円	1,710円	360円	1,350円
高校生	1,100円	990円	240円	750円
中学生	450円	410円	210円	200円
小学生	400円	360円	200円	160円
幼児 (4歳～未就学児)	200円	180円	100円	80円

※コピーしてお申込みください

蓮沼ウォーターガーデン割引券申込書

種別 ※枚数にご注意ください	大人	枚
	高校生	枚
	小・中学生	枚
	幼児	枚

事業所記号

事業所番号

事業所名

所在地 〒

T E L

千葉県社会保険協会からのお知らせ

「施設利用会員証」のご紹介

全国社会保険協会連合会（当協会の関係機関）が契約している施設の優待利用が受けられます。出張・旅行等にご利用いただけます。

有効期限は2026年3月31日です。既にピンク色の会員証をお持ちの会員事業所様で更新をご希望の場合は、下記申込書にてお申込みください。



【利用対象者】当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

【契約施設】

- 📍 船員保険会(SEMPOS)
- 📍 ホテル法華クラブグループ
- 📍 高輪・品川プリンスホテルグループ
- 📍 プリンスホテルグループ
ホテル、スキー場、ゴルフ場、アミューズメント施設
- 📍 湯快リゾート
- 📍 亀の井ホテル
- 📍 HMI ホテルグループ
- 📍 クア・アンド・ホテルグループ

横浜・八景島シーパラダイスも！

…その他（宿泊施設・日帰り入浴施設）

【優待利用方法】対象施設の詳細とご利用方法及び優待内容（優待料金等）については全国社会保険協会連合会 <https://www.zensharen.jp/benefits/> のホームページでご確認下さい。

※インターネット使用のない環境の場合は、当協会にご連絡ください。

【発行(更新)申し込み方法】

申込書に返信用封筒（角2サイズ封筒に送付先住所宛先を明記し300円分の切手※を貼付）を同封のうえ当協会へご郵送ください。

※会員証やパスワードを確実にお届けするため、**特定記録**をつけた郵送料金です。

●郵送先●

一般財団法人千葉県社会保険協会 施設利用会員証発行 宛て
〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13 問合せ先TEL：043-233-3971

キ リ ト リ

施設利用会員証申込書

		※協会使用欄（ご記入の必要はありません）	
事業所名		担当者名	
所在地	〒		
電話番号		申込枚数	枚

※ご記入いただいた情報は、事業所または担当者様への連絡および会員証送付に関する事務処理にのみ使用し、他用はいたしません。

千葉県社会保険協会からのお知らせ

会員情報提供のお願い

事業所名称、所在地などが変わったときは、

下記様式により FAX(043-233-3973) にてご連絡くださいますようお願いいたします。
また、当協会ホームページの「各種申請」 → 「会員情報変更」 からのご連絡も可能です。

会員情報変更届

※協会記入欄(ご記入の必要はありません)

変更年月日 年 月 日

事業所名

所在地

※下記欄については、変更事項のあった個所のみご記入ください。

変更事項		変更前	変更後
事業所	記号		
	番号		
フリガナ			
事業所名			
所在地		〒	〒
電話番号			
被保険者数			

ご不明な点は(一財)千葉県社会保険協会(Tel.043-233-3971)へお問い合わせください。

※ 当協会への届出と、年金事務所への届け出は連動しておりません。それぞれに届出をお願いいたします。